一、未拂給與の絶對支拂　一、未拂賃金に對する保證　一、健康保險法工場主全額負擔

一、爭議に對する絶對不解雇者を出さぬこと。

かかげし吾々の四ヶ條の要求は工場主石原岩三は旅行したと稱して吾々の爭議の解決を無視してゐる。吾々は最早

解決に對して誠意を持つ事が出來ない。飽まで戰つて要求を貫く決心である。

工場主石原岩三は[illegible]

[illegible]

[illegible]

親愛なる町民及勞働者諸君　[illegible]

[illegible]

[illegible]

今町民諸君　吾々爭議團は諸君に應援を求めんとするものは[illegible]

吾々は此の爭議を解決するために工場主の東京府社會局に向つて逼迫する！　吾々は工場主石原岩三に交渉に行く途中[illegible]氏及爭議團員が警察に檢束されたので全く爭議團の決意が固まり[illegible]工場主に對し逼迫する事に決した。吾々が飽迄東京木工所爭議團の[illegible]應援の上[illegible]を[illegible]

工場の前[illegible]カンパを取つて來たし。大塚工場主石原岩三を今町民の手で葬れ！

親愛なる全町民の應力で爭議團を勝たせろ！

要求貫徹迄見よ吾々を！

全協勞働組合

全協日本木材産業勞働組合

東京木工爭議團本部（[illegible]）

5.10.7
第1767

勞秘第三四七二號

昭和五年十月

警視總監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙藏殿

社會局長官殿

東京木工所勞働爭議ニ關スル件（第二報）

要旨
（1）工場主ハ目下大阪方面ニ旅行中ナルモ態度頗ル強硬ノ模樣ナリ
（2）勞働者側ハ解決ヲ焦リツヽアリ

標記勞働爭議前報後ノ狀況左記ノ通リ

記